

平成30年第1回



# 下請法クイズ



下請法の理解に役立つ**下請法クイズ**を今年も作ったよ！  
是非一度チャレンジしてみてね♪  
クイズはステップ1（下請法の適用範囲）とステップ2（親事業者の義務・禁止事項）の2種類あるよ♪



**【ステップ1】** 次の取引が、下請法の適用対象となるか否かの観点から、正しい判断をしているものには○を、誤った判断をしているものには×を付けてください。

- 1: A社(資本金10億円)は、商社であるB社(資本金2億円)を經由して、C社(資本金500万円)に自社製品の製造を委託している。B社が行うのは事務手続の代行のみで、C社が製造する製品の規格や単価交渉等には全く関与しない。しかし、B社は、発注書面を取り次いでいることから、A社の下請事業者となり、かつ、C社の親事業者となり、下請法の適用対象となる。
- 2: D社(資本金1億円)は、他社から機械の修理を請け負うものの、その修理を自社では行わずに、全てE社(資本金800万円)に委託している。D社とE社の委託取引は、D社が自ら修理を行っていないが、下請法の適用対象となる。
- 3: F社(資本金2億円)は、他社から制作を請け負うテレビ番組に用いる脚本の作成を自社で行っておらず、全て脚本家(個人)に委託している。F社と脚本家の委託取引は、F社が自ら脚本の作成を行っていないが、下請法の適用対象となる。
- 4: 金属製品製造業者のG社(資本金1億円)は、自社工場から指定倉庫への製品の運送を運送業者のH社(資本金900万円)に委託している。G社とH社の委託取引は、G社が自ら利用する運送だが、下請法の適用対象となる。

1 → \_\_\_ 2 → \_\_\_ 3 → \_\_\_ 4 → \_\_\_

**【ステップ2】** 次の親事業者の行為について、下請法に照らして問題ない行為には○を、問題ある行為には×を付けてください。

- 1: 親事業者は、客先から急な発注を受けたため、下請事業者から了承を得た上で、口頭で発注し、その後に発注書面を交付しなかった。
- 2: 親事業者は、これまで下請代金を全額手形で支払っていたが、このたび、自社の支払制度を見直し、全額現金払とした。これに伴い、下請代金から「金利分」と称して、手形割引料に相当する金額(自社の短期調達金利相当額)を減じて支払った。
- 3: 衣服の製造を委託している下請事業者に対して、下請代金を手形(手形交付日から手形満期日までの期間90日)で支払った。
- 4: 親事業者は、玩具の製造を委託していた下請事業者に対して、受領して受入検査に合格した後になって、仕様が変更になったとして、追加で加工をさせたにもかかわらず、下請事業者が追加の加工に要した費用を負担しなかった。

1 → \_\_\_ 2 → \_\_\_ 3 → \_\_\_ 4 → \_\_\_



# 回答&解説



## 【ステップ1】 1→×, 2→○, 3→○, 4→×

下請法は、適用の対象となる下請取引の範囲を「取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託）」と「取引当事者の資本金の区分」の両面から定めており、この2つの条件を満たすと下請法が適用されません。

- 1 : 「×」 製造委託とは、事業者が他の事業者へ物品の規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して製造を委託することをいいます。設問のB社は、事務手続の代行を行うのみで、C社が製造する部品の規格や単価交渉等には全く関与していないため、下請法の適用対象とはなりません。つまり、この設問の場合、A社がC社の親事業者となり、A社が下請法の規制対象となります。
- 2 : 「○」 物品の修理を業として請け負う事業者が、その修理行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することは「修理委託」に当たります。設問のように、他社から業として修理を請け負っている場合には、自社でその修理を全く行わなかったとしても、その修理を再委託すれば「修理委託」に当たります。
- 3 : 「○」 情報成果物（ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザイン等）の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物の作成の全部又は一部を他の事業者へ委託することは「情報成果物作成委託」に当たります。設問のように、他社から情報成果物（テレビ番組）の作成を業として請け負っている場合には、その一部（テレビ番組を構成することとなる脚本）の作成を委託することは、自社が脚本の作成を行っていないとしても、「情報成果物作成委託」に当たります。なお、情報成果物作成委託のうち、プログラムの作成委託以外の場合には、資本金基準がいわゆる5000万円基準となる点に注意が必要です。
- 4 : 「×」 役務提供委託とは、他社から運送等の役務の提供を請け負った事業者が、その役務の提供を他の事業者へ委託すること（再委託）です。設問では、G社は、他社から運送役務の提供を請け負ったのではなく、自ら運送役務を利用しているにすぎないので、GH社間の取引は「役務提供委託」に該当しません（下請法の適用対象外ですが、独占禁止法の物流特殊指定の規制を受けます可能性がある。）。

## 【ステップ2】 1→×, 2→×, 3→○, 4→×

- 1 : 「×」 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付する必要があります。（下請法第3条第1項）下請事業者から承を得ていたとしても、親事業者は、製造委託等をした場合は、直ちに、発注書面を交付しなければなりません。
- 2 : 「×」 下請事業者の責めに帰すべき理由（例：数量不足）がない場合に下請代金を減じることは、「下請代金の減額の禁止」（下請法第4条第1項第3号）の規定に違反します。設問のように、親事業者が支払制度を手形払から現金払に変更することは、下請事業者の責めに帰すべき理由に該当しませんので、これを理由に手形割引料相当額を差し引くことは、「下請代金の減額の禁止」に違反します。あらかじめ現金払に見合う単価設定を下請事業者との十分な協議の上で行う必要があります。
- 3 : 「○」 下請代金を手形で支払う場合、繊維製品については手形期間90日（3か月）、繊維製品以外については手形期間120日（4か月）を超える手形を交付することは、「割引困難な手形の交付の禁止」（下請法第4条第2項第2号）の規定に違反するおそれがあります。設問においては、取引が繊維製品の製造委託であるため、手形期間90日の手形を交付することは問題ありません。なお、将来的には、下請代金の支払はできる限り現金とすることが望まれます。
- 4 : 「×」 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領後にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すると、「不当な給付内容の変更又は不当なやり直しの禁止」（下請法第4条第2項第4号）の規定に違反します。設問のように、親事業者の都合（仕様の変更）で、給付を受領後に、追加的な作業を行わせた場合に、追加加工に要した費用を親事業者が全額負担しないことは、下請事業者の利益を不当に害することとなり、当該規定に違反します。



お問い合わせ先 公正取引委員会事務局中部事務所 下請課

電話 052-961-9424 (直通) FAX 052-971-5003

ホームページ <https://www.jftc.go.jp>



公正取引委員会